

技術英語能力検定 受験規約

総則

技術英語能力検定（以下「技術英検」）は、公益社団法人日本工業英語協会（以下「協会」）が実施する科学技術文書を英語で読む能力・書く能力を客観的に正しく評価することを目的とした文部科学省後援の資格試験です。以下に規定する受験規約（以下「本規約」）では、技術英検の申込者および受験者の権利と義務が規定されています。

申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。

2. 定義

- 2.1 本規約における「一般会場」とは、協会が設置する試験会場を指します。
- 2.2 本規約における「団体会場」とは、協会が準会場資格を審査し、準会場として技術英検の試験を実施することを認めた団体が設置する試験会場を指します。
- 2.3 本規約における「個人申込」とは、受験者個人が申し込み、受験する制度を指します。
- 2.4 本規約における「団体申込」とは、学校・塾・企業その他団体の団体申込責任者が志願者数をのべ5名以上集めて団体として申し込み、かつ受験会場を自前で確保できる制度を指します。

申込時

3. 受験資格・条件

- 3.1 各級とも、年齢・職業・学歴などは問いません。
- 3.2 過去に受験した級に関係なく、どの級でも受験できます。ただし、同一回に同じ級を重複して申し込みおよび受験することはできません。受験した場合は、両方とも失格になります。
- 3.3 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による技術英検の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - (2) 申込者が検定料の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると協会が判断したとき。
 - (3) 申込者が、技術英検を利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
 - (4) 申し込みが技術英語の能力の判定という試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。

4. 申し込み等について

4.1 試験概要の確認

実施級、各級の検定料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項等を

確認の上、各申込方法の手順に従い申し込みを行ってください。

4.2 申し込みのキャンセル

一度申込手続きを完了した方の検定料は理由のいかんを問わず返金できません。また、級の変更による充当、次回以降への充当も認めません。

4.3 団体申込について

団体申込の場合は、団体申込責任者を通じて申し込みを行い、成績表・合否通知を受領してください。協会は団体申込責任者に事務手続きを一任しています。

5.試験日時・試験会場について

5.1 試験を公開会場で受験する場合は、受験票において協会が指定する会場・時間にて受験してください。

5.2 試験を準会場で受験する場合は、当該準会場の団体申込責任者が指定する会場・試験日時にて受験してください。

6.受験票について

6.1 試験を公開会場で受験する場合は、試験日の約6日前までに個人申込者は個人宛に、また、団体申込の場合は原則として団体申込責任者宛に受験票をお送りします。

6.2 必ず試験日までに受験票に記載の志願者情報、注意事項を受験者本人が確認してください。

6.3 受験票の未着等に関するお問い合わせは試験日の前日までとし、試験日以降は一切応じられません。

6.4 受験票で指定された会場・試験日時の変更希望には応じられません。

受験時

7.受験時の注意事項および禁止事項

7.1 注意事項の遵守

試験当日は受験票、問題冊子表紙および会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、遵守してください。

7.2 第三者による受験の禁止等

試験当日に技術英検を受験することができる権利は申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されています。試験当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは、技術英検の受験をお断りする場合があります。

7.3 所持品の管理

試験会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らがを行い、協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねます。

8.受験時の持参物

8.1 必須持参物 受験を証明する書類

受験票・本人確認票 ※1級～4級の個人申込は、顔写真を貼付。

身分証明書：学生証・生徒手帳・運転免許証・パスポート・健康保険証・社員証など
本人を証明する公的な証明書（有効期限内のもの）

※名刺・会員カード類・定期券は不可。

筆記用具：HBの黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴム

※筆記用具・上履きを忘れた場合、協会は貸与いたしません。

8.2 持ち込み・使用許可となるもの 腕時計（音が出ないもの）

※携帯電話・スマートフォンの時計としての使用は禁止。

その他協会が許可するもの

8.3 持ち込み・使用禁止となるもの

以下に掲げるもの、その他試験の受験上不要と協会が判断したものについては試験監督者の指示のもとカバンに収納し使用禁止とします。健康上の理由等やむを得ない理由により使用を希望する場合には、試験監督者へ申し出を行い、使用許可を得た上で使用しなければなりません。携帯電話・スマートフォン

※下記を遵守した上で、持ち込み可。使用は禁止。

試験教室内では必ず電源を切った上でカバン等に収納し、足元に置いてください。別途、試験監督者等からの指示があった場合にはその指示に従ってください。なお、受験者が電源を切れない場合は付添者に預けてください。付添者がいない場合は試験監督者に申し出てください。

9.問題漏えいの禁止

試験問題の複製（コピー）および試験問題の一部または全部を協会の許可なく他に伝え、漏えい（インターネット等への掲載を含む）することは、法令により許される場合を除き一切禁じます。

10.撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開することを一切禁じます。

11.遅刻時の対応

筆記試験開始後 30分までは試験教室への入室を認めますが、それ以降の遅刻については受験できません。また、遅刻の場合、試験時間の延長等の措置は行いません。

12.試験環境の確認

12.1 試験教室の温度については全ての受験者のご要望に沿えないことがありますので、体

温管理・調節のできる服装でお越しください。

- 12.3 試験中は他の受験者、教室外の音、空調設備等の音が存在するため無音状態にはなりません。

13.試験監督者への質問

試験問題の内容についての質問にはお答えできません。

14.一次試験中の途中退室および再入室について

試験中の途中退室は原則禁止ですが、やむを得ない場合、試験中は一時退室・再入室が可能です。万が一退室を希望する場合は試験監督者の指示に従ってください。

15.問題冊子・解答用紙の持ち出しについて

解答用紙はいかなる理由においても試験教室から持ち出すことを禁止します。1級、2級、3級の試験問題冊子は、公開会場受験の場合は試験後持ち帰ることができます。

16.試験中の記録について

- 16.1 試験における厳正公平な試験実施、評価・採点業務および調査研究のため、試験内容を記録（録画・録音）することがあります。記録された情報（以下「記録情報」）は一定期間保管されます。なお、再委託先を含め業務を遂行するために必要な範囲を超えて記録情報を使用することはございません。

- 16.2 前項の記録情報について、問題内容や採点結果に関連する照会は一切受け付けません。

17.迷惑行為・不正行為

以下の行為に該当する場合またはその他本規約に違反する行為が認められる場合は、注意喚起を行うことがあります。注意があつたにも関わらず改善が見られなかった場合、退場・失格となり、それ以降技術英検は受験できません。また受験者の将来における受験を禁止することがあります。また検定料の返金もいたしません。なお、公開会場受験の場合、書面による注意喚起を行うことがあります。

- ・受験者および付添者が、試験監督者の指示に従わない
- ・他の受験者に迷惑をかける行為や試験を妨害した（年少者の集中力低下等による迷惑行為を含む）
- ・試験中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用した。試験中に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を発生させた
- ・不正行為をした（カンニング行為、試験問題の漏えい、他人の代わりに受験、試験中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）

18.インフルエンザその他感染症について

インフルエンザその他感染症<学校保健安全法施行規則（昭和三十二年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様>に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験をお断りすることがあります。協会は、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）、学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第百七十四号）および学校保健安全法施行規則（昭和三十二年文部省令第十八号）に準拠し、試験実施を行っています。

受験後

19.成績結果の提供について

19.1 成績表・合否通知送付について

試験成績表・合否通知は試験日の約 1 ヶ月後に、個人申込者は WEB マイページにて確認できます。団体申込者は、WEB マイページにて団体申込責任者が確認できます。個人申込者の合格者には、別途「認定証」を送付いたします。団体申込者の合格者には、団体申込責任者宛てに別途「認定証」を送付いたします。郵便等の不着、汚損、破損等が発生した場合、また、個人情報の誤りや変更がある場合には協会に申告してください。

19.2 大学等への成績結果提供

大学等が技術英検利用型入試を行い、受験者が当該大学等に出願した場合は、大学等の要請により受験者の成績結果を提供します。なお、受験者が技術英検の受験に使用した個人情報と大学等への出願の際に使用した個人情報の不一致等により発生した入学試験への影響、結果等について協会は一切の責任を負いません。

20.問題内容・採点結果異議申し立ての禁止

問題内容や採点結果・合否通知については一切異議申し立てを受け付けません。

一般条項

21.禁止事項

21.1 申込者は、技術英検ウェブサイト、試験会場等で示される禁止事項に従うものとします。

21.2 申込者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、技術英検の受験を承諾しないことがあります。また、受験者が技術英検の受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会が成績表送付の中止、もしくは合格の取り消しを行うことがあります。

ます。

22.再委託

- 22.1 協会は、申込者に対する技術英検の提供に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下「再委託先」）に委託できるものとします。
- 22.2 前項の場合、協会は、再委託先に対して、協会が負う本規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。
- 22.3 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

23.機密保持

- 23.1 申込者は、技術英検の申し込みおよび技術英検受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、技術英検の申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
- 23.2 前項の規定は、技術英検に関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

24.技術英検利用についての免責

- 24.1 協会は、台風や大雪等の天変地異や伝染病の流行等、不測の事態発生時は試験を中止する場合があります。その場合は技術英検ウェブサイトへの掲載等を通じて受験者、および団体申込責任者へ通知いたします。協会は、申込者が技術英検を受験したことにより、または受験できなかったことにより発生した一切の損害について、検定料の返金を含め、いかなる責任も負わないものとします。
試験の変更、遅滞、中止等に基づく損害についても同様とします。
- 24.2 試験会場における受験者(その保護者等の付添者を含む)間のトラブル等については、協会は一切責任を負いません。
- 24.3 準会場の団体申込責任者による不正等が発覚し、協会の判断により当該準会場における試験が無効とされた場合、受験者に対するすべての責任は当該準会場の団体申込責任者が負い、協会は一切の責任を負わないものとします。

25.損害賠償

申込者は、技術英検受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

26.責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が受験者に対して負

う責任は、当該受験者が実際に支払った検定料総額を上回るものではありません。

27.本規約の変更

協会は本規約を申込者および団体申込責任者へ予告することなく変更することがあります。また、変更後の本規約については、協会が別途定める場合を除いて技術英検ウェブサイト上に表示した時点より効力が生じるものとします。

28.個人情報の取り扱いについて

28.1 協会の個人情報の取り扱いについては「個人情報保護方針」をご覧ください。個人情報保護方針:公益社団法人日本工業英語協会 ウェブサイト

28.2 当試験申込者および受験者の個人情報は、法令に基づく場合を除き、以下の【個人情報の利用目的】に示す項目のために利用し、それ以外の目的に利用する場合は申込者または受験者の同意を得た上で行います。なお、下記統計資料等については、個人が特定できないよう加工した上での学会発表、パンフレット等において利用いたします。

【個人情報の利用目的】

- (1)試験の円滑な実施、業務運用、スコアレポート発行等のサービスの実施
- (2)受験者の大学等の高等教育機関の受験に必要な範囲での当該大学等の高等教育機関への提供
- (3)協会の事業に関する統計等資料の作成、分析
- (4)協会が実施する英語教育や事業・サービスに関する情報の受験者への提供
- (5)当試験に関するマーケティング活動やアンケート調査
- (6)問い合わせ・相談への対応
- (7)当試験に関連する教材等の情報のご案内
- (8)英語に関する業務・セミナー等に関する情報提供

28.3 当試験申込者または受験者の個人情報は、業務運営に際し、必要最小限の範囲で委託先に委託することがあります。

28.4 申込時の住所・氏名宛に、協会より技術英検等に関する情報やサンプルテストの案内などを送付することがあります。

28.5 受験者の成績結果等の個人情報は、大学等の受験に必要な範囲において、当該大学等の依頼に基づき、協会から当該大学等へ提供されることがあります。この場合、本規約への同意をもって、当該個人情報を大学等へ提供することに同意したものとみなします。

29.知的財産権

- 29.1 技術英検に関する著作権等の一切の知的財産権は協会に帰属します。また、技術英検は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。
- 29.2 技術英検の受験に際して受験者に提供される資料（以下「関連資料」）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

30.準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

31.管轄

技術英検の申し込みおよび受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この規程は 2019年3月1日より実施する。

2019年3月1日施行
公益社団法人日本工業英語協会

付記

2020年3月1日改訂